

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
飼料(飼料添加物)製造・輸入・販売業者届	左記の届出をされている方	合併後、1ヶ月以内に住所変更の届出が必要です。	【製造・輸入】 新潟県農林水産部畜産課 生産振興係 ☎025-280-5309 【販売】 新潟農業振興事務所 企画振興課 ☎0250-24-7267
広告物等表示(設置)許可	左記の許可を受けている方	合併による事由変更(町名変更等)については手続きの必要はありません。更新(継続)許可申請時に書きかえを行います。なお、平成17年3月21日以降、申請者の事由による変更(管理者変更等)が生じた場合は速やかに新潟市(所管の支所・東西土木事務所)に変更申請書を提出してください。	新潟市役所 街づくり推進課都市景観係 ☎025-228-1000(代)  平成17年3月20日までは 新潟県土木部都市局 都市政策課 ☎025-280-5426
屋外広告業の届出	左記の届出をされている方	現在、新潟市に屋外広告業の届出をされている方は、屋外広告業変更届により住所変更の手続きを行ってください。なお、平成17年3月21日以降に新潟市で屋外広告業を営む場合は、新潟市に屋外広告業の届出がなされている必要があります。	新潟県土木部都市局 都市政策課 ☎025-280-5426
県税の住所変更	納税義務者	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県税事務所 ☎0250-24-9613
自動車保管場所証明書(車庫証明)	左記の所有者の方	現行どおり手続きの必要はありません。	新潟警察署 ☎0250-23-0110
宗教法人の規則	宗教法人	役員会の議決を経て「規則」を変更し、提出してください。	
宗教法人の登記事項	宗教法人	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、番地の変更があった時は、変更登記申請後、「登記事項変更届」を提出してください。	新潟県総務部文書私学課 ☎025-285-5511(代)

### 【官公庁・その他】

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
旅券(パスポート)	左記の旅券(パスポート)をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で書きかえてください。	新潟県パスポートセンター (朱鷺メッセ内) ☎025-290-6670
不動産登記簿の「所在」(表題部)	土地・建物登記簿等に記載されている方	所在変更の手続きは必要ありません。	
不動産所有者の登記簿上の住所	土地・建物登記簿等に小須戸町の住所で記載されている方	住所については、不動産登記法の規定により新市名(新潟市)に変更されたものとみなされますので、住所変更の手続きは必要ありません。	新潟地方法務局新津支局 ☎0250-22-0501
不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者、及び仮登記権利者等の住所(甲区、乙区)	土地・建物登記簿等に小須戸町の住所で記載されている方	住所については、不動産登記法の規定により新市名(新潟市)に変更されたものとみなされますので、住所変更の手続きは必要ありません。住所表示の変更を希望される場合は、登記名義人表示変更登記を、新市が発行する合併証明書を添えて法務局へ申請してください。なお、登録免許税は非課税(無料)です。	新潟地方法務局 ☎025-222-1561 ※なお、商業・法人登記につきましては、市町村合併と同時に登記の管轄が新潟支局から新潟地方法務局(新潟市西大畑町5191番地)へ変更となりますので、ご注意ください。
会社等の商業登記・法人登記等に登記された役員等の住所	会社・法人の代表者	役員等の住所については、商業登記法の規定により新市名(新潟市)に変更されたものとみなされますので、住所変更の手続きは必要ありません。なお、新市名に変更を希望する方や、信用取引(取引先の都合・融資関係)等の都合により、住所変更の登記が必要な場合は、新市が発行する合併証明書を添付して、申請書を作成し提出することにより変更することができます。	新潟地方法務局新津支局 ☎0250-22-0501

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
類似商号の取扱い	会社・法人の代表者	既存会社はそのままですが、新市において設立の登記、目的変更及び商号変更する場合は、類似商号の対象になりますのでご注意ください。	新潟地方法務局新津支局 ☎0250-22-0501 新潟地方法務局 ☎025-222-1561
会社等の登記の本店、主たる事務所の住所	会社・法人の代表者	現在、新潟支局管轄内の会社等の本店、主たる事務所の住所は、法務局が職権により修正します。支店等は、本店等を管轄する法務局で支店等の住所変更登記を完了後、支店等を管轄する法務局で変更登記を行ってください。	※なお、商業・法人登記につきましては、市町村合併と同時に登記の管轄が新潟支局から新潟地方法務局(新潟市西大畑町5191番地)へ変更となりますので、ご注意ください。
会社等の登記の支店、従たる事務所の住所	会社・法人の代表者		
自動車検査証 普通自動車及び小型二輪自動車(総排気量250cc超)の使用者・所有者	左記の所有者の方	住所変更の手続きは必要ありません。新市名に変更することを希望される方は、問い合わせ先へ、問い合わせください。本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎025-285-3121
自動車検査証 軽自動車(三輪・四輪)の使用者・所有者	左記の使用者の方 (所有者変更の場合も含む)	住所変更の手続きは必要ありません。新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する合併証明書を記入申請書に添付して申請することができます。申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 ☎025-275-5845 社団法人全国軽自動車協会 連合会新潟県事務取扱所 ☎025-275-5704
軽自動車届出済証 二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)の使用者・所有者			
公共職業安定所関係	雇用保険受給者  雇用保険適用事業所	住所変更届の手続きは必要ありません。なお、雇用保険受給資格者証は、本人が適宜修正してください。  適用事業所関係についての住所変更の手続きは、特に必要としない予定です。	新潟公共職業安定所 ☎0250-22-2233 ※合併後も雇用保険に関する諸手続については、引き続き新潟公共職業安定所で行います。(新潟公共職業安定所では手続きできません。)
労働基準監督署関係	事業主等	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟労働基準監督署 ☎0250-22-4161
国民年金、厚生年金の受給者	左記の年金を受給されている方		
国民年金加入者	左記の年金に加入している方		
厚生年金加入事業所	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟東社会保険事務所 ☎025-283-1010
政府管掌健康保険(社会保険)	左記の被保険者証をお持ちの方		
新潟税務署所管の届出	納税義務者	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟税務署 ☎0250-22-2151
国道の占用許可	許可をうけている方	必要ありません。	新潟土木事務所庶務課 行政係 ☎0250-24-9662
国の管理する河川の占用許可	許可をうけている方	必要ありません。	国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 三条出張所 ☎0256-38-6767
一般廃棄物処理業許可証	許可証をお持ちの方		
浄化槽清掃業許可証		必要ありません。	白根地域広域事務組合 環境課 ☎025-371-5070
一般廃棄物処理業の許可に係る検査合格証	合格証をお持ちの方		